

特別養護老人ホームいこいの村梅の木寮

指定短期入所生活介護事業運営規程

（目的）

第1条 この運営規程は、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が設置運営する特別養護老人ホームいこいの村梅の木寮が行う指定短期入所生活介護事業の運営および利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 契約者(利用者)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助および機能訓練などを行うことにより、契約者(利用者)の社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びに契約者(利用者)の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

（運営の方針）

第3条 指定短期入所生活介護を通じて、契約者(利用者)家族の介護負担を軽減しあるいは家族を支援することにより家庭生活を安定させる援助を行う。また、契約者(利用者)のねがいや意欲を生かし、日常生活欲求を実現し、心身の維持向上を図るとともに、その家族の身体的・精神的負担の軽減につなげ、契約者(利用者)の在宅生活および社会生活を支援する。

2 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の医療・保健・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的な援助に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 本事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム いこいの村梅の木寮
- (2) 所在地 京都府綾部市十倉名畑町久瀬谷2番地

（職員の配置および職務内容）

第5条 本事業所に勤務する管理者（施設長）および職員等の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。職員は、指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護および指定介護予防短期入所生活介護をあわせた数とする。

- (1) 管理者（施設長） 1人

管理者（施設長）は、事業所の職員等の管理および業務の管理を一元的に行う。

- (2) 医師 2人(非常勤・嘱託)

常に契約者(利用者)の健康状態に注意するとともに健康維持のための適切な措置をとる。

- (3) 生活相談員 1人

生活相談員は、契約者(利用者)および家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所において必要な役割を果たす。

(4) 看護職員 6 人（兼務）

看護職員は、医師との連携のもとで契約者(利用者)の健康状態を的確に把握するとともに、契約者(利用者)の健康維持のための適切な措置をとる。

(5) 介護職員 常勤 35 人（兼務）

介護職員は、短期入所生活介護事業の提供にあたり契約者(利用者)の心身の状況等を的確に把握し、契約者(利用者)に対し適切な介助を行う。

(6) 管理栄養士 2 人（兼務）

栄養士は、契約者(利用者)の健康に配慮し身体の状態および嗜好を考慮した適切な食事の献立を作り、調理方法の指示や栄養指導を行う。

(7) 調理員 10 人（兼務）

調理員は、食事の提供のための業務を行う。

(8) 事務員 3 人（兼務）

事務員は、本事業所の事務業務全般を行う。

(9) 宿直員 2 人（兼務）

夜間の管理宿直および必要時に夜勤職員の指示により介護を行う。

2 事業所(施設)は、必要に応じてその他の職員を置くことができる

（開所日および開所時間）

第 6 条 本事業所の開所日および開所時間は次のとおりとする。

(1) 開所日は、年中無休とする。

(2) 開所時間は、24 時間とする。

（利用定員）

第 7 条 本事業所が、1 日に短期入所生活介護のサービスを提供する定員は 14 人とする。

ただし、介護予防短期入所生活介護と併せての定員とする。また、本体事業所(施設)の介護老人福祉施設の空床利用の場合はこの限りでない。

（通常の送迎の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は綾部市内とする。

2 聴覚言語障害者および難聴者の場合、通常の実施地域を越えて事業を実施する。

（指定短期入所生活介護の内容）

第 9 条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 個別介護

1 週間に 2 回以上の入浴または清拭、排泄援助、おむつの適切な取替え、離床・着替え・整容その他必要な日常生活上の援助、送迎、食事等の介助と栄養管理、機能訓練等

(2) 集団活動および日常生活欲求の実現によって利用者の在宅生活を支援する。

ア 個々の生活習慣や文化、価値観の実現

- イ 生活の自立性の拡大を図る（自立支援）
 - ウ 生きることの喜び、意味を見いだす
 - エ 栄養チェック、健康管理、清潔保持へつなげる
 - オ 状態の変化を発見し、他職種へつなぐ
- （３）在宅介護支援センターの相談・調整活動と一体になった援助を行う。
- （４）その他、介護支援事業を効果的に機能させるために必要な事業。

（利用料等）

第10条 本事業(施設)がサービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該介護施設サービス法定代理受領サービスである時は利用者より負担分の支払いを受けるものとする。

２ 事業所(施設)は、施設サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村(国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

３ その他の利用料第7条のサービスに関し、介護保険報酬対象サービスに上積みするサービスおよび介護報酬対象外のサービスは、個々の希望に応じて提供し、別に利用料の支払いを受ける。その料金は、別表のとおりとする。

ア 食事の提供

朝食、昼食、夕食の提供

その他行事食や利用者の希望による特別な食事の提供

イ 利用者の希望による移送

ウ 理髪・美容 理容等、理容師・美容師による出張サービス

エ 個別の希望による生活行事・学習・余暇活動

オ 趣味・嗜好品の買い物の代行等

カ 家電製品 居室のスペース内への持ち込み利用

電気ポット・こたつ・テレビ・冷蔵庫・あんか・扇風機・ラジカセ・その他家電製品

キ 滞在費に関すること

滞在費（光熱水費および室料）金額は国の基準に準ずる

ク 綾部市外からの送迎にかかる費用

綾部市以外から利用の場合は、綾部市境までの送迎について、1 キロメートルあたり 30 円および高速道路通行料金等道路通行料は実費とする。

ケ 前各号に掲げるものの他、指定短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、契約者(利用者)が負担することが適当と認められる費用は実費とする。

４ 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に契約者(利用者)またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容および費用を説明した上で、利用者の同意を得る。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 11 条 サービス利用者は次の事項に留意しなければならない。

（１）利用に当たり持参するもの

着替え類（下着、衣服、寝間着等）、タオル・バスタオル、湯飲み、やかん、上履き、洗面具、その他短期入所生活に際し必要に応じて指示のあったもの。

- （２）利用に当たり自分の健康状態を報告する。必要により健康診断書を提出する。
- （３）契約者(利用者)は施設の規律を守り、暴力等他人の迷惑はじめ人権を侵害するような行為をしてはならない。
- （４）契約者(利用者)が施設の設備および備品を利用するにあたっては、職員の指示や定められた取り扱い方法に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- （５）契約者(利用者)は火気の取り扱いに注意しなければならない。
- （６）契約者(利用者)は施設の安全衛生を害する行為をしてはならない。

（緊急時における対応方法）

第12条 職員は、指定短期入所生活介護の実施中に利用者の心身の状況に異変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに契約者(利用者)家族等、担当介護支援専門員、担当医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じるとともに管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第13条 指定短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は契約者(利用者)の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者（施設長）は、日常的に具体的な対処方法、避難経路および協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

（身体の拘束等）

第14条 事業所(施設)は、原則として契約者(利用者)に対し身体拘束を廃止する。ただし、当該契約者(利用者)または他の契約者(利用者)等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束を行うばあいは、契約者(利用者)または契約者(利用者)の家族等の同意を得た後、その様態および時間、その際の契約者(利用者)の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録する。

2 月一回、身体拘束防止委員会を実施する。

（虐待の防止）

第15条 事業所（施設）では、要介護従事者等による契約者（利用者）に対する虐待が発生しないように適切な措置を講じるものとし、次に掲げる行為が行われたばあいは、遅滞なく市町村に通報するものとする。

- （１）身体的虐待
- （２）心理的虐待
- （３）性的虐待
- （４）介護、世話の放棄
- （５）経済的虐待

2 月一回、虐待防止委員会を実施する。

（じょくそう対策等）

第16条 事業所（施設）は、契約者（利用者）にじょくそうが発生しないような適切な介護および看護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

2 月一回、じょくそう予防委員会を実施する。

（衛生管理）

第17条 指定短期入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を実施するなど、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

3 月一回、感染症対策委員会を実施する。

（苦情解決、賠償等）

第18条 提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情や、賠償すべき事故の発生に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置し担当者を配置して必要な措置を講じ、必要な賠償等を行うものとする。

2 月一回、医療事故対策委員会、介護事故対策委員会を実施する。

（その他運営についての留意事項）

第19条 職員の資質向上を図るために研修の機会を設ける。

（1）採用時研修 採用後1カ月以内

（2）継続研修 随時

2 職員は業務上知り得た契約者（利用者）またはその家族の個人情報保護する。また、職員であった者が業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3 本事業所（施設）は、この事業を行うため、サービス提供内容、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

4 この運営規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会と本事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付則

この運営規程は、2000年（平成12年）4月1日から施行する
この運営規程は、2001年（平成13年）4月1日から改正施行する
この運営規程は、2002年（平成14年）4月1日から改正施行する
この運営規程は、2003年（平成15年）4月1日から改正施行する
この運営規程は、2003年（平成15年）7月1日から改正施行する
この運営規程は、2004年（平成16年）4月1日から改正施行する
この運営規定は、2004年（平成16年）5月17日から改正施行する
この運営規定は、2005年（平成17年）4月1日から改正施行する
この運営規定は、2005年（平成17年）8月1日から改正施行する
この運営規定は、2005年（平成17年）10月1日から改正施行する
この運営規定は、2006年（平成18年）4月1日から改正施行する
この運営規定は、2007年（平成19年）4月1日から改正施行する
この運営規定は、2008年（平成20年）4月1日から改正施行する
この運営規定は、2009年（平成21年）4月1日から改正施行する
この運営規定は、2009年（平成21年）11月1日から改正施行する
この運営規定は、2010年（平成22年）4月1日から改正施行する
この運営規定は、2011年（平成23年）1月1日から改正施行する
この運営規定は、2012年（平成24年）4月1日から改正施行する
この運営規定は、2013年（平成25年）5月9日から改正施行する
この運営規定は、2013年（平成25年）9月5日から改正施行する
この運営規定は、2013年（平成25年）12月4日から改正施行する
この運営規定は、2014年（平成26年）4月1日から改正施行する
この運営規定は、2014年（平成26年）7月1日から改正施行する
この運営規定は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する
この運営規定は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する
この運営規定は、2016年（平成28年）9月1日から改正施行する
この運営規定は、2017年（平成29年）4月1日から改正施行する
この運営規定は、2018年（平成30年）4月1日から改正施行する

この運営規定は、2019年（平成31年）4月1日から改正施行する

この運営規定は、2020年（令和2年）4月1日から改正施行する

この運営規定は、2021年（令和3年）2月1日から改正施行する

この運営規定は、2021年（令和3年）3月10日から改正施行する

この運営規定は、2021年（令和3年）4月1日から改正施行する

この運営規定は、2022年（令和4年）4月1日から改正施行する

この運営規定は、2023年（令和5年）4月1日から改正施行する

この運営規定は、2024年（令和6年）4月1日から改正施行する